

第 4 回
新市の議会議員の定数及び任期
検討小委員会会議録

開会 平成16年7月13日(火)

閉会 平成16年7月13日(火)

那賀5町合併協議会

第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会索引

付 議 議 件 名	頁 数
1. 開 会	1
2. 委員長挨拶	〃
3. 会議録署名委員の指名	〃
4. 協議事項	
(1) 新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて	2
5. その他	
6. 次回開催日程等について	17
7. 閉会	〃

第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年7月13日(火)		
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室		
開会及び閉会時間	開会 午後1時27分	閉会 午後2時44分	
会議録署名委員	竹村 広明	柳本 益代	
議長	榎本 喜之		
出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠
	委員長	榎本 喜之	
	副委員長	松浦 猛	
	委員	南木 和子	
	委員	杉原 勲	
	委員	柳本 益代	
	委員	黒田 七郎	
	委員	仮屋 肇昇	
	委員	山岡 年文	
	委員	津田 愛珂	
	委員	竹村 広明	
合併担当課長	打田町総務課長	中井 利明	
	粉河町総務課長	宇野 康夫	
	那賀町企画室長	中谷 裕亮	
	桃山町総務課長補佐	柏木 健司	
	貴志川町総務課長	田村 武	
合併協議会 事務局	事務局 長	黒田 敏弘	
	事務局 次長	奥谷 敏夫	
	事務局 参与	小島 大	
	総務課 長	栗山 房大	
	計画課 長	岩坪 純司	
	調整課 長	狭間 秋友	
	調整課長補佐	浅野 徳彦	
	総務課長補佐	半田 雅己	
	総務課長補佐	乾 浩二	
	総務課長補佐	栗本 宗彦	
	総務課係長	中村 健	
会議の経過	別紙のとおり		

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>こんにちは。予定されております時間よりも少しまだ早いんですけども、もう委員の皆さんお揃いですのでただ今から第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会を開催させていただきます。開会にあたりまして委員長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>皆さんこんにちは。お忙しい中、また本日はものすごく暑い日でございます。梅雨明け宣言も出たのではないかと思いますけれども大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また本日も前回等に引き続きまして活発な議論を交わしていただき、議事進行にご協力をよろしくお願いいたしますと思います。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大) 議長 (榎本喜之)</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは会議の進行につきまして委員長に議長をお願いいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ではありますが会議次第に従いまして進めさせていただきます。なお、本日の出席委員は10名全員出席であります。小委員会規定第5条第2項の規程の3分の2以上の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずもってご報告いたします。</p> <p>引き続きまして会議次第3番の本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。貴志川町竹村広明委員、粉河町柳本益代委員、以上の委員さんをお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>協議事項に入る前に事務局から発言を求められていますので、これを許したいと思っております。事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>合併協議会事務局の総務課の栗山です。失礼いたします。6月15日に開催されました前回のこの小委員会におきましての定数につきましての私の答弁につきまして、6月16日付けで訂正文書を各委員宛に送付させていただきましたが、このことにつきまして発言をお許し願いたいと思っております。質問の要旨につきましては、1回目の議員定数及び2回目以降の議員定数を協議により決定した場合、2回目以降の議員定数についても新市において拘束力があるのか、といったご質問の内容でございましたが、それに対する私の答弁は、協議により2回目以降の議員定数を決定しても新市において拘束力はないと、新市の議会において議員定数の変更を議決することになると申し上げました。この答弁につきまして委員会終了後におきまして、ご指摘等がありまして検討の指導も仰ぎ、再度調査をいたしましたところ、先進事例等も考慮に入れますと、2回目以降の議員定数も協議により決定することが場合によっては可能であると考えます。従いまして私の答弁は協議において決定されても2回目以降の議員定数は新市に</p>

議長
(榎本喜之)

おいて拘束力はないということで否定する内容でありましたので、これを訂正させていただきたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

はい、今の事務局からの訂正の発言につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。はい、それでは次の会議次第第4番の協議事項に移らせていただきます。新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することにつきまして、前回原則設置選挙を適用するということが確認されました。本日は議員の定数及び選挙区を設けるか否かをご協議いただくこととなりますが、まず6月24日に事務局から配布されました参考資料につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局
(総務課長補佐 半田雅巳)

それでは失礼します。総務課の半田です。よろしくお願い致します。6月15日の時に委員さんの中で人口及び面積ということの資料をできるだけ今回の会をするまでに、次回小委員会を開催する前日じゃなくてもっと早くほしいということでございましたので、24日の協議会の時にお配りさせていただきました。その資料について説明させていただきたいと思えます。なお、本日その資料持ってこられてない方とかいらっしゃいますか。ありましたら。

それでは参考資料ということで1ページ、1枚めくっていただきましてこの資料ということで、まず1番目選挙区を設置した場合の議員の定数及び1票の格差の例ということで載せさせていただいております。選挙区がなければ別に特に問題はないんですけども、設けた場合例1、例2ということで、例1の場合は人口比例による議員定数、例2の場合は人口比例によらない議員定数ということでございます。これについて少し説明させていただきます。

まず例1の人口比例による議員定数ということなんですけども、これにつきましては各町の総人口、そして5町の人口ということで一つ例に例えますと、打田町の場合15,194名の人口がでございます。そして5町の合計が70,067人。これは平成12年の国勢調査の人口でございます。そして15,194人をですね、トータルの70,067人の人口で割りまして、そして今度議員の定数ってなってますけども、これは地方自治法91条の2の人口5万から10万の議員数が30人ということになっていきますので、その割った数字へ30人をかけます。そうすると選挙区で6.5055ということになります。そしてその横の整数ってということですけども、端数を一応取りましてずっと計算していきますと、総トータル28ということになってございます。その後2名をどうするのかということで、この2名に関してはその端数の上位からその30になるまでのところ

挙げていくという形になりますので、切り上げ順位としましては一番としましては那賀町、2番目としては打田町という風な形になっております。だから打田町と那賀町が定数のプラス1ということになりまして、人口比例による議員の定数が7.7.4.3.9ということで一応30人になるということでございます。

それから1議席あたりの人口ですけども、これは一番高いところですね、桃山町さんの2,680、一番低いところが打田町の2,171ということで一応割りましたところ、1.234で一応1票の格差を挙げさせていただいております。それから例ですけども、これはあくまでも人口比例によらない議員定数ということで単純に30議席を5町で割ったところでこれはあくまでも黒に塗ってるところです。そして1票の格差は2.622という形になって、これはあくまでも参考ということでございます。議員定数の例1、2という形を1ページ目に挙げさせていただいております。

それから次に2ページ以降、これにつきましては那賀5町合併協議会に類似してる合併協議会ということで、まず2ページ、3ページ、4ページに選挙区なしの例。それから5ページ、6ページ目としまして選挙区ありという形のところを載せさせていただいております。それでは2ページ、ここでは観音寺市、香川県ですけども、3町の合併協議会でございます。これにつきましては人口が、面積等色々見たんですけどもなかなか近いようなところが少ない為、面積と人口でどちらかが近い方の人口に重きをおいたわけです。ここにつきましては当初議員の条例定数で49、法廷上限数が30人、協議によって定数として24人になってございます。減少率については当初のその49人から24人、51パーセントの減少率という形でここに表させていただいております。ここは当初1市5町の6町でございます。平成15年の9月の時には6町、法廷上限数30人、そして協議の定数も30人ございました。ただそれ以降3町がこの協議会から抜けましたので、それに対して議員の数っていうのを再度検討し直して30人のところ24名になったというところでございます。

それから次に3ページ目柏原町、他の町、兵庫県でございます。選挙区なしの当初96人、法廷数が30人、それから協議による定数が30人ということで、減少率69パーセント、選挙区なしということでございます。

めくっていただきまして4ページで、高島地域合併協議会、滋賀県でございます。ここに関しましても人口的にはこの那賀5町と同じです。法廷上限数も30人、協議の定数も30人、減少率としましては62パーセント、選挙区はなしです。それで、この資料につきましては第1回、一番下に書いてるんですけども、第1回、2回の小委員会の資料では朽木村っていうのが入ってなかったんですけども、今回加わってますのでその資料に

も人口等多くなっております。

それから5ページ目、丸亀市他2町、これは香川県です。この場合は、人口10万8千人余り、それから面積が111.77km²、条例定数56、法廷上限数34、協議による定数として30人。減少率としまして46パーセント減ということでございます。選挙区ありということで25人、4人、5人で34名ということで、ここにつきましては下にも書いてるんですけども2番目に地方自治法91条第7項に規定する新市の議会の議員の定数については30人とすると、但し新市の設置後の最初に行われる選挙に選出される議会議員の任期に相当する期間に限り34人とすると、第1回目は34人と、第2回目からは30人とするというところでございます。これで選挙区の数を見ますと、特に25人、4人、5人、という形になっていて、これにつきましては人口比例でいってるということでございます。

続きまして最後の6ページ目でございますけども、鹿本地域合併協議会、これは議員条例等見ますと那賀5町に近い、ただ人口が少ない、面積は少しここは多くなっております。ここにつきましては法廷上限数30人、それから協議による定数が30人、減少率59パーセントということでございます。選挙区ありということで14人、4人、4人、4人となっていて、この場合は選挙区の中には人口比例によらないということでございます。人口比例では山鹿市は大体17人ぐらい、それから鹿央町は3名ぐらいになるということで、この4名は人口比例によらないという風な形をとっております。面積等もう少し近いところがあったら良かったんですけども近いところ等につきましては、現在休止中の協議会になっていましたので、できるだけより近いところを選ばせていただきました。以上でございます。

議長
(榎本喜之)

はい、ただ今事務局から説明のありました参考資料につきまして何かご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので協議に入りたいと思います。それぞれの委員の皆様の意見をいただきたいと思います。まず、議会議員の先生方から各町議会の意見等を発表していただけたらなと思います。はい、竹村委員。

委員
(竹村広明)

貴志川町でございます。貴志川町は6月の22日に全員協議会を開催いたしましたして、各個人議員さん一人一人の意見を聞きました。色んなご意見があったわけなんですけども、大半が最初から一応24、5名で大選挙区ということのご意見が多かったと思います。それによって貴志川町議会といたしましては、最初から24名で、それと選挙区を設けないということで一応議決しております。以上です。

議長
(榎本喜之)

はい。こちらから指名してよろしいでしょうか。はい、山岡委員すみませんけどお願いいたします。

委員
(山岡年文)

桃山町も前回言ったとおり選挙区を設けない、それから定数につきましては、最高の30人ということで決定をしております。よろしく。

議長
(榎本喜之)

はい。続きまして黒田委員よろしくお願いいたします。

委員
(黒田七郎)

那賀町はですね、6月の21日と23日と25日の3日間にわたって議員全員の全員協議会を開かしていただいて、意見を諮って参りました。その中において定数、議員定数については、25名から30名以内ということで、一応幅を持たしてですねその委員に一任いたしますということでございますので、那賀町の議会の全協ではこの議員定数については25人から30人以内ということに一応決めてございます。それから選挙区を設けるか否かということにつきましては、議論を重ねましたけれども選挙区を設けないという意見が選挙区を設けるよりも若干多かったということがあるわけなんです。これは決を採っておりませんが、大体の意見を集約させていただきましてそのようになりました。それから選挙区を設けないという一つの意見といたしましては、選挙区を設けないで、立候補する人は自信を持って新市のために働いてくれるようにしっかりがんばれよという意見とか、或いはまた人口が少ない町でも人物に投票してくれるようにしっかりがんばったらいんじゃないかという意見があったわけなんです。それから選挙区を設けるという一つのことにしましては、新市の設置後の最初に行われる選挙に限り選挙区を設けないのは理想の姿でございますけれども、ある合併をした自治体を我々は視察研修に訪問した際に、選挙区を設置しないで選挙を実施したが合併協議会において決定した建設計画等が当選議員の数によってですね、変更されたことがあるということを知った訳なんです。そういう一つのことから一回目だけは選挙区を設けて策定をしていただいた建設計画等をやはり各地区へ見守っていく必要があるんじゃないかという貴重な意見もございました。次に今回の合併はあくまでも対等合併でございますから、一回目の選挙だけは各町ごとに選挙区、また人口数を加味するのでございましたならば一定の定数を設けた上に人口配分として若干の議員定数をプラスする、ただし全定数は30名以内とするというご意見もありました。例えば各町5名で25名だと、人口1万人以上の3町、いわゆる貴志川町、粉河町、打田町に対する3町に対して各1名を人口配分して全体の定数を28名としてはどうなというご意見もあった訳なんです。そういう一つのことから考えまし

て選挙区を設けなくて選挙をするのは理想でありますけれども、他町の状況がわかりづらい点もあるんじゃないかとそういう一つの面もあるんじゃないかという一つのことで最初の選挙だけは選挙区を設置する方が良いのではないかと、このようなやっぱり貴重な意見もあるわけなんです。そういう一つのことから結論的に申しましたならば、先ほど若干申しましたとおり選挙区を設けないということであるけれども、選挙区をその設けることについてもこの本日の7月13日の小委員会でも十分一つ協議してもらいたいんだという私たち議員の生の声もございました。その那賀町の3回の全協開いた結果が結論を申しましたけれども、そういう一つの条件付きじゃあございませんけれども、十分一つ議論を尽くしていただいて個々の今後の問題として憂いのないように十分一つ諮ってもらいたい、後についてはその委員に一任するというところでございますので、また後刻ですね議会の今日は報告させていただきましたけれども、また他の議員さんもうらっしゃいますので、委員の皆さん方もいらっしゃいますので、このご意見を十分聞かしていただきたいと思っておりますし、私の私見も申させていただきます。今は那賀町の議会の全協における集約した考え方だけを報告させていただきたいとこういう風に考えます。以上であります。

議長
(榎本喜之)

はい、ありがとうございました。続きまして杉原委員よろしくお願いたします。

委員
(杉原勲)

はい、粉河町議会といたしましては前回も報告をしたように上限の30名で1回目は上限の30名が望ましいんじゃないかという意見で統一しております。選挙区に対しましては大選挙区でいくべきであるとこれもまた意見を一致しております。以上です。

議長
(榎本喜之)

はい、ありがとうございます。
最後に私の方から打田町の議会の中でのことを話させていただきます。議員の定数につきましてですけれども、結局最終的に3つに分かれた状態といたしますか、24名程度っていうのが大多数でございます。半数以上でございました。後、30名上限いっぱいっていう委員の方々もおられました。また24名でも多い、20名ぐらいでいいんじゃないかっていう意見の先生もおられました。3つに分かれた訳なんですけれども、議会といたしましては大多数っていうのは24名程度という形になっております。後、選挙区につきましてですけれども、これも少数意見といたしまして1名ではありましたが選挙区を1期ないし、2期設けたらどうかという意見、やっぱり今まで皆さん出てきてる選挙区を設置した方がいいっていう内容につきましては同じような考え方の意見ではございますけれども、大

<p>委員 (松浦猛)</p> <p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>多数は選挙区は設けない、大選挙区でいった方がいいのではないかって意見が出ておりました。以上でございます。</p> <p>それでは今各町の議会議員さんの中での話をここで言っていたいた訳なんですけれども、第5号委員さんにもお一人ずつご意見いただきたいなと思いますのでよろしくお願いたしたいと思います。こちらから指名させていただいてよろしいでしょうか。松浦委員さんから申し訳ないですけどもお願いいたします。</p> <p>それぞれの議会の議員さんの良識あるご意見いただきまして感銘を受けてるところであります。要約しますと大体30名の上限、これは上限としてあるんだがやっぱり住民のなんて言うんですかそれを重視した数というのが妥当じゃないかというようなことで、24名なり、あるいは25名という線が出されたんじゃないかなろうかとこのように思うところであります。そこでこの何に入ります前に実は先ほど会議冒頭課長の方からご報告いただきました、訂正の文書いわゆる6月16日の文書、これは確かに杉原委員の方からおっしゃられたことに対して私の方は第2回目以降にも新しい条例で作る定数にこの拘束力はあるんかどうかという質問に対してのご回答とそれの訂正っていうんですか、それでした。そこで私の方はこれ私自身の考えですが、第1回についてはあまり問題せんっていうとお叱り受けるかもわかりませんが、第2回目以降のこれを拘束したいと。いわゆる条例で決めるんですから、条例で決める場には議員さん、議員さんで決めるんですか条例は。今日この協議会を構成しているところの私どもの方はそれには関与できないというようなこともありまして、私の方は特に2回目以降の定数をどうするんかと、初回につきましては幸い初回から24ないし25でいこうじゃないかというご意見いただきまして非常に心強く思ってるんですが、2回目以降の定数をこの協議会の中で決めまして、これはいただきましたこれよりもと、但し書きで云々っていうことが例外規定としての決定とみなされる。こうなってますんで2回目以降を決めてきちっとここで決めていただいて第1回目についてはいろいろなご意見に対する応用ができるんじゃないかこう思いますんで、5号議員の私としてはできればこの協議会の中で2回目以降の定数をきちっと決めといていただきたいと、このままでずるずるといけますと30名っていうご意見もあるもんですから30名がそのままちょっといくんじゃないかという危惧を持ってますんで、いろいろご意見これから賜る中で私もその中に入って参りたいと討論に加わりたいとこのように思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。松浦委員、選挙区について1回目、2回目なんですけど、少しご意見いただけたらと思います。</p>
--	---

<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>選挙区につきましては前回のなんで大体大選挙区でやるというようなこれまゝそれぞれの議会では決められておりませんが、そういうような感じを得たもんですから私の方としては、大選挙区でやったらいいべきだとこのように思います。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございました。次に津田委員よろしくお願いいたしたいと思います。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>桃山の津田です。選挙区、知名度の高い人と知名度の低い人と5町でいっぺんに選挙っていうことになるんであろうと思いますけども、第1回目だけ小選挙区でしたらどうなえな、うまいこといくんじゃなかるかいなと私なりに考えてんですけど。そこは皆さんと意見を協議したうえの結果になろうと思いますけども、新市ができて議会議員のいろいろの発言、活動状態をみて2回目以降の選挙は小選挙区じゃのうても全体で選挙したらええと思う。第1回目だけは小選挙区にしてもええんじゃなかるかいな、そう考えるんですけども、いかがなものでしょう。それで一つよろしくお願いします。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>すいません、津田委員。定数のほうについて。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>定数は最高30名ということではいわれておる、この定数は人口が増加してきたらある程度3年、5年経って新市が人口が10万突破した時点でその議員定数は変更できるんかいな、どうなえな。事務局にそういうこと教えていただきたいと思ってるんやけど。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、事務局の方で議員定数のことにつきまして少しご説明いただけたらと思います。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>人口が増えてきた時に議員定数を変更できるかっていうことなんですけども、自治法の第91条第2項で議員定数の上限定数規定されておりました、市の場合今現在該当になっておりますのが人口5万人以上10万人未満ということで、30人ということになっております。10万以上にな</p>

	<p>りますと、10万以上20万未満で34人ということになります。ですからその人口が増えた時点で34人に条例によって変更することが可能でございます。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>津田委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>それじゃあその10万以上になるという期限は切っていないんやな、人口が増えてきた時点で変更できるということで新市になって何年経ってっという期限はないわけやな。どうですか事務局さん。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>それはですから任期の間においてってということでしょうか。例えば任期4年間の議員の任期があるわけですけども、例えばその2年後においてそういうことはあんまり想定できないですけども、10万人を超えたと、その時点で変更するということでしょうか。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>任期が4年とあって次の次回の選挙の時に人口が7万のやつ10万以上に突破してきたという場合には次回の選挙は34名にできるんかということをおたずねしたいんですけども。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>そういうことです。次回そういう4年間は当然そういう任期で、任期までは当然それでいくわけですけど、その後の選挙においてその時点で人口が10万を突破してまして、条例によってそれを議会で定数の変更を議決いたしましたらそれは34名でいけるということになります。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、すいません、事務局補足ということですかね。</p>
<p>事務局 (参与 小島大)</p>	<p>ちょっともうご存じかと思うんですが、定数の定め方についてちょっとおさらいのご説明をさせていただきます。まず、自治法で決まっております定数と申しますのは、定数の上限でございますので条例でその上限の範囲内で人数を決めていただくのが法律のまず第一点でございます。これを変えられるのは一般選挙の時に限られてございますので、通常任期後との選挙の時とお考えいただければいいと思うんですが、通常は4年に一回の時しか変えられないということになってございます。で、人口が増えた場合にどうなるのかというお話でございますが、今のところ5万から10万のところでは上限が30名、ですから30名以内で条例で決めるわけなんです、それが10万を超えた場合上限が34名になるとこれは自動的</p>

	<p>に変わるんじゃないかって、条例を変えて初めて34人以内に決められるということでございますので、例えば24名って決めておって10万超えたから34人以内ってもういっぺん変えやんなんのかって、これは議会の方でご協議いただいた上で変えるか変えないかお決めいただくということになりますので、その辺だけご説明を加えさせていただきます。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>よろしいでしょうか。はい、続きまして仮屋委員よろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員 (仮屋肇昇)</p>	<p>私も、定数については先ほどから皆さん方のご意見と同じような意見を持っております。できれば25名から30名以内ということで一つご協議いただいたらなとこのように思っております。それから選挙区の問題ですが、各議員さんの大半のご意見としてはもう大選挙区という風なご意見が大多数ですが、私もいろいろとこう団体やとか、また近所の人らとの話し合いの中でもよく出てくるんですけども、大選挙区という話もするんですけど、大半の意見としては人口も少ないそういう中で大選挙区で実施した場合には、私の町は東の端那賀町になるんですけど、貴志川町さんからずっと桃山、打田、あたりまでは面識もない、だんだんこう最初の1回目は小選挙区にして、1期あるいは2期の間にその各町民の交流といいいますか、そういうもんでなじんできた場合には大選挙区にするのがいいんじゃないかともこのようにも思いますし、色んな町民からの意見を聞いておりますと、そういう気もいたします。先ほどから那賀町の議会でも選挙区で選挙区を設けなくて立候補する人は自信を持って新市のために働いてくれたらいいよ、或いはまた人口が少ない町でも人物に投票してくれるようにがんばればいいんじゃないかという風な意見も出てるんですけども、私はこれやなしに先ほどから申しておりますとおり、最初の1回はどうしても小選挙区でやっていただいたらいいとこう思います。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございます。続きまして柳本委員よろしくお願ひいたしたいと思ひます。</p>
<p>委員 (柳本益代)</p>	<p>粉河の柳本と申します。私も最初は選挙区を、区で選挙をやらしていただいたら町民の方にもよく理解できるかなって最初は思っていましたけど、だんだんと色々な委員さんなり、皆さんにこの会へ1回1回と運ばしていただくに連れて選挙区を設けないということが大半っていう形を先月もとらしていただいたんで粉河町ももう選挙区を設けなくて定数は30人でっていうことで決まりましたんで、それに今も賛成させていただきます。それで先ほど津田委員さんからおっしゃられてたように2</p>

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>回目の時は人数がどうするかっていうことになってまた人口が町、町で多少多くなり、少なくなったり変更はあると思います。その時はまたその時でその人数の配布っていうのをできるって今事務局さんからお聞きしましたんでそれでいいんじゃないかなと思っている次第です。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。次に南木委員さんよろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員 (南木和子)</p>	<p>打田町の南木です。まず議員定数ですけども24名ないし25名っていうことで。それから選挙区を設けない。色々とお話をお伺ひしてますと設けていい、設けないでいい、色々とメリット、デメリットあると思うんですけども私としては最初から選挙区を設けないっていうことで。色々考えましたらどちらがいいんかっていうことでかなり迷ったんですけども、一応設けないっていうことで自分の気持ちを決めさしていただいております。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございます。このように皆様のご意見を伺ったわけなんですけれども、少し感じたことなんですけれども、選挙、合併した後の議員の定数について合併協議会、また協議会から我々のこの小委員会にっていう形で話を進めております。合併後の新市の議員の定数なんですけれども、合併した後の新市の議会において変更等はできるっていうことはあります。それはその新しい市の議会の議員さんらで決定していくことなんですけれども、この小委員会ならびに合併協議会を最大限重視していただくとということで、但し書きの1回目につきましてはとかっていうような言葉も効力を発するのではないかと、これを全く無視されると新市の議会の委員さんがそういうのをもう度外視してしまえば、全く変えられるということなんですけれども、ここに5町がこうして寄って協議会で決定していることはある程度拘束力があるのではないかなと私自身は思ってます。松浦委員さんが言われてました2回目以降についてっていうことは、まず2回目以降っては新しい市の根本の議員さんの数を決めといてほしいと、1回目の合併する時の選挙についてはそれは致し方ない部分あるかなという風に私は意見を聞かしていただいた訳なんですけれども、通常議員の任期は4年ですけども、まず何かが起これば解散とか起これば1年で議員は替わることがあるわけでごさいます、その時に新しい市のだから先ほどの文章の中にも第1回目の選挙に相当する任期っていう風な書き方して、4年とかそういう年数の明記はできないわけでごさいます、その仲立ちっていうのもご理解いただきたいと、また逆に津田委員さんが言われてましたように10万を超えなくても今合併して7万少しの市になるわけなん</p>

	<p>ですけれども、8万、9万とちょっと議員さんがいるんじゃないかと、逆に変わらなくても多すぎないかっていう形で最近ではこの辺では那賀町さんの方が議員の定数を減らして選挙したという例もございますし、それについても新しい市で協議していくことでありますけれどもとりあえず新しく合併して市になってその市のふさわしい定員を、定数をまず決めてっていうのがまずこの委員会ではあると思うんですけれども、今皆様のご意見お伺いして、多岐に渡りというか色々様々なご意見もございます。この皆様のご意見を聞いて何かまたご意見等ありましたらよろしくお願いいたしたいと思います。竹村委員、お願いします。</p>
<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>竹村です。先ほど松浦議員さんの言われた2回目を重視した考え方っていうのは大変いい意見だと私は思います。というのは新市の議員をいったい何人が、新市と考えなくてですね7万の市では議員さんは何名ぐらいがいいのかなということを考えていただいて、それを決定していただいて1回目はただし1回目は何名とするというような考え方もいいんじゃないかなと私は思います。大体24名だったら7万の市では議員さん多いと思います。私としたり。ふつう古くからやってる市だったらですね、最初は26名ぐらいあって徐々にこう減ってきてですね大体20名か22名ぐらいが妥当な人数じゃないかと思えます。新市ですから色んなご意見もあるかと思えますのでその辺も加味して1回目の定数を決めていただいて、それからただし1回目の選挙は何名とするというような考え方が私はいいんじゃないかと思えます。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他委員さんから、はい、杉原委員。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>ちょっとあの事務局にお伺いしたいんですけれども、先ほどから松浦委員さん、竹村委員さんのお話もありますように私もそういう意見でありますけれども、その解釈の仕方がちょっと違うのかな。もう新市というよりも次の議会に際しましては何名とその25名という20名でも結構です、決めて第1回目に関しましては合併当時で5町がよってできるだけ民意が町民の皆さんの意見を先ほどから黒田委員さんもおっしゃてるように、皆さんの意見を一人でも多く、一つでも多く反映できるように上限の30名、特例として30名ということをしていけるわけですね。私はそのように定数は何名と決めて、1回目に関してはそれだけという私の粉河町といたしましてはこまこいことを言いますとそういう形になっております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、他委員さんからご意見ありましたら。山岡委員。</p>

(榎本喜之)
委員
(山岡年文)

はい、先ほどからお話を聞いておりますと20名とか25名とかっていう話、30名でもそうですけれどもどこを基準にしてそれを決めてるんですかっていうこと第一にね。今やったら桃山町、貴志川町5町ありますけれどもやっぱり桃山町の方は桃山町のやっぱり住民の考えがあると、結局貴志川町、例えば貴志川町が20名できてそれええと思うんですよ、そやけどそういう盆のちっちゃい中で人口の多い中でね20名やったら上がる率は当選が多いですよ。桃山町みたいに8千、有権者6千余りその中で20名、勘定してみたらあの広い地域で議員がどんかえ出てきますかと。桃山町の住民としたらいつもその民意が吸い取られやんようになるという恐れもあると、私は最初から定員を30名こういうことをうちの議会全体がそういうことを言ってるわけでありましてね、そのどこにその24名とか25名とか、例えば20名とかいうその決まりを決めていく根拠、できたらどっかの町が示してほしいと、お聞きしたいとこう思います。以上。

議長
(榎本喜之)
委員
(黒田七郎)

他に何かご意見ございませんか。はい、黒田委員。

私、議会の方です。ね、那賀町は平成7年からいわゆる広域行政をやっぱり推進しなければいけないんじゃないかと、今後国の方針、県もさることながら那賀郡の行政ということ考えた場合にはいち早く広域行政というものを図らなければいけないんじゃないかと、また消防組合或いは那賀病院とかそれから市の衛生センターとか色々なことについてはもう広域行政という一つのことからですね出発していただいておりますけれども、やはり行政の立場からスリム化しなければいけないんじゃないかと、無駄を省かなければいけないんじゃないかという一つの観点から先ほど申しましたとおり平成7年からですね、那賀町のその合併を進めるという一つのことから専議会を立ち上げて今日まで参ったわけなんです。そういう一つのことから考えてなかなかこの問題については皆さん方もその通りであろうと思いますけれども、那賀町も特にですねこの問題について敏感でございますので数多くの協議会を諮って皆さん方の総意を集約しなければいけないということで時間をかけましたけれども、なかなか最終的にはやはり昨年当選できた3人の方々の考え方というものがどうしてもやっぱり発言できえないという一つのことがあるわけなんです。昨年も那賀町は無投票でございましたので選挙の洗礼を受けておらないという人のことでもございました。そういうことで3人の方々のご意見を集約することとはちょっと至難の業でございましたので、先ほど申しましたとおり、ほんの1名程度がですねやっぱり設置選挙を行えと、小選挙区という

小さいこと考えやんと堂々とやったらええんやないかという一つのこと
に1名程度が多いように見受けられましたので私はこのような那賀町の
議会の全協の考え方ですということを発表さしていただきましたけれど
も、個人的な考え方としては私も若干申し上げましたとおり今日まで合併
のできた先進地を調査、研究をして参りました時に設置選挙したおかげで
人数が多いところの人に押しつぶされてしまったよと、せっかく小さな一
つの町の考え方をいわゆる建設計画を成し遂げて諮ったけれども消えて
しまった、そういう一つの大きなマイナスの要因があったということがで
すね、那賀町の議員の中にも数多くやっぱり頭の中にも残ってるわけなん
です。そういうことあってはいけないんじゃないかと、やっぱり地域住民
の生の声を十分反映しなければいけないんじゃないかと、とそういう一つの
観点から考えてやはり初めての第1回目についてはいわゆる小選挙区制
の選挙区を設けてやった方がより身近に民意の反映ができるんじゃない
かという一つのことをいえるんじゃないかと、こういう一つの私は私なりの持
論を持ってのわけなんです。2回目からそういうことは私はすべきじゃな
いと思いますけれども、あくまでも設置選挙するということは理想の姿で
ございますけれども、現実の姿の町民が何を求めているかという初年度だ
けでもはっきり言うたら選挙区は設けて諮ってやるべきではないかと、定
数についてはまだ30名ということはあるんですけども、いわゆるスリム
化しなければいけない合併の趣旨を尊重した場合には、30名以下でも切
ってもいいんじゃないかと、25名から30名以内の枠を設けるから黒田委
員が行った時にはその幅を持ってそこを調整してもらいたいという幅を
持ってきておりますけれども、30名でも多すぎるんじゃないかという一
つの考え方であるわけなんです。小さな町やさかえに選挙すればその議員
の定数、議員の数が少なくなってしまうそういう一つの小さな考え方では
ございませんけれども、そういう一人でも多くの民意を反映するためにせ
っかく今日まで建設計画をなされた、それを実践計画に、実践欄外に入
った時にですねそれを忘れてしまわれるようなことがあってはせっかくの
民意が反映できないんじゃないかというのが私の根本的な考え方である
わけなんです。そういう一つのことから考えてやはり個人的な立場で初め
ての1回目につきましては、いわゆる選挙区を設けてするのが本当の姿で
はないか、このようにあえて私は私なりの考え方を申しますけれども、民
主主義の原理でございますので、私も皆さん方のご意見にですね十分沿
うて参りたいという考えでございますけれども、私の一個人の考え方として
はその持論には代わりはないということだけを申し伝えさしていただき
たいとこのように考えてございます。以上であります、ありがとうございました。

議長
(榎本喜之)

ありがとうございます。他何かご意見ございませんでしょうか。松浦委員。

委員
(松浦猛)

松浦です。黒田委員のおっしゃるとおり、私の方も実は先ほど第1回目のお話の中でもやっぱりせつかくこう汗かいて骨折って新しい市はどうあるべきかという論議をやって、それがどうやられていくかということは監視する必要あるやないかと私も全く同意見ですんで、そのいわゆる定数を決めてただし30名と、30名というのは何も多い方がええっていうんじゃないしにやっぱり今まで汗かいた汗かいて皆さんが一生懸命今の現町民の意向をくみ上げながらこの合併協議会の中で家建てていくんですから、それを完全に実施していくかどうかっていうの1回目30名でこの監視っていう意味は悪いんですが、やっぱり議会対行政になるんですからそこでチェックをやっていく、そのためには30名やむをえんのじゃないかと1回目について、そういう気持ちでありますしそれから大選挙区をあえて私の方は思うんですが、色々やっぱりこの新しい市を作るについていわゆる押し切れでやらされてんの違うかっていう私自身も気持ちの中にはそれがぬぐい去れません。そうなって参りますと今度はいつまでもそれを引きずっておって新しい市ができるんだらうかと、むしろこれから30名の選ばれた議員さんが貴志川町の、仮に貴志川町で住んでおってでも那賀町の切畑どこにあるんかないいうぐらいの、また那賀町であっても西山っていうのはどこらかと全部知ってもらってこそ本当の市民から選ばれた議員さんであるんじゃないかと、こういう常々議員っていうものはそうあるべきだという考えを持っておりますので、皆さん方おっしゃるように地域の小さいところで果たしてそのことが町民の意向が反映されるんかどうかと、反映する努力をやっぱりやっていただきたいと、そのための議員さんでありますし、それに報いるだけの今度は市の議員になりますと報酬面についても当然それだけの手当をする必要があるんですから、私はここは一つ議員さんが議員として新しい市の隅々までやっぱりわかってるというような議員であってほしいという願いも込めまして大選挙区で初回については30名、そして後の新しい市の議員については24ないし25ぐらいが、私の方はまだそれでも多いんじゃないかと思うんですが、そうあっていただきたいと思います。それからちょっとなんで10万、30万やって決めたんやというようなお話もこれは事務局から当然答弁あると思うんですが、第1回目の資料の中にそのことが明記されておりますので、私もそれを見ながらなんしてるんですが、第1回の14ページの中に市町村の議会の議員の定数は条例で定めると、2として市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないとこのいわゆる地方自治法9

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>1条で5万以上10万未満の市は30人と明記されておりますので私も今まで、今の今までこれが当然これを重視しなくてはいかんという考えを持って今までやってきたことも付け加えさしていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。他ご意見ないでしょうか。</p> <p>では私の方から少し、私も個人的な意見ではございますけれど。先ほど山岡委員の方から24名とか26名とか22名っていう根拠はっていうこと聞かれてどっかの町の方がっていうか私個人的に自分の考えで述べさしていただきますけれども、今和歌山県内の市町村で市ですね、橋本市も20名程度、18名かな議員さんの数は、人口で4万ちょっと5万弱やと思います。海南市が22名それも5万超えてないと思います。田辺市でも20名。っていう形で今現在ある市を見てもその法律の方が変わってないんで30名以内でっていうことで上限は同じ数で大体、5万以下のところはまた違うんですけれども、決めてきてる中で今度新しくできる市が7万であったらどれぐらいの議員さんがふさわしいのかなという自分の観点で私の考えとして24名程度かなっていうことをいwasさしていただきました。ただ今回は合併するという特別な理由がありますので色々また考え方も違うんだと思いますけれども、私の意見としてはそういう形でございます。</p> <p>他何か委員さんの方でございませんでしょうか。なければすいません、ここで少し休憩の方とらしていただきたいと思います。35分まで、10分ぐらいですか、それでは40分までの休憩ということでよろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>(休憩 午後2時27分) (再開 午後2時40分)</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>皆様方から何かご意見等ございませんでしょうか。ないようでございますので、ここでお諮りいたしたいと思います。今まで様々なご意見等、選挙区、定数についてだしていただいております。本日につきましては様々なご意見等が出て参りましたので議員の定数及び選挙区を設けるか否かの協議につきましては継続審議という形でさしていただきたいなと思いますけれども、ご異議等ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございます。異議なしということでございますので継続審議といたしたいと思います。</p>

	<p>それでは会議次第第5番のその他でございますけれども、委員の皆様から何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、会議次第6番の次回開催日程等につきましてでございますけれども一応当委員会でもスケジュール案について、スケジュールについて決定いたしておりますので、8月の最初のスケジュールを守るためにも、少し早い日程で開催させていただけたらなと思うんですけれども、皆様から何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>私の方からまず全員揃いやすい日といいますが、7月29日の合併協議会終了後開かしていただくという案を出させていただきたいと思うんですけれども、皆さんどうでしょうか。29日、合併の協議会の方が今回は打田の方で開かれると思うんですけれど、その会議の終了後という形で開かして、場所につきましては打田のホール田園ってことです。会議の部屋等につきましてはまだ詳細はどうでしょうか。後日連絡という形にいたしますか。事務局。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局よろしいですか。今話し出ましたんで、会議室等の準備はもちろんしてないんですけれども、そういう小さい会議室用意することができましたらもちろんやりますし、もしできない場合はその会場です、ちょっと縮小しまして、会議を行うことも可能かと思っておりますので結構だと思います。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、それでは次回開催日程ですけれども、7月29日ですね、合併協議会終了後打田町のホール田園、もしくはその他会議室という形で開催させていただきたいと思えます。</p> <p>これで本日の日程は全て終了いたしました。なお、小委員会規程第6条の規定に基づきまして本日の小委員会の審議の経過及び結果につきましては7月29日の第5回合併協議会で報告をさせていただきます。皆様慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>一同</p>	<p>「ありがとうございました。」</p>